

令和２年度 償却資産申告の手引き

申告書を記入する前に必ずお読みください。

申告期限は 1 月 31 日です。

◎ 申告書の提出先及び問い合わせ先

〒633-8585 奈良県桜井市大字栗殿 432 番地の 1
桜井市役所 税務課 固定資産税係
TEL 0744-42-9111（内線 543・544）

償却資産とは？

償却資産とは、『土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの』をいいます。

ただし、その取得価額が少額である資産、ソフトウェアなど無形減価償却資産や自動車税・軽自動車税の対象となるものなどは除きます。

償却資産の所有者は、1月31日までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

◎ 業種別の主な償却資産

下の表は、主な業種の申告対象になる資産を例示したものです。

業種		申告対象となる主な償却資産の例示
不動産 貸付	ビル、アパート やハイツ等	駐輪場、門・塀（フェンス）・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装路面、中央監視設備等の機械設備など
	駐車場	門・塀（フェンス）・緑化施設等の外構工事、舗装路面、機械式駐車設備など
製造業		動力配線設備、受変電設備、金属製品・食料品製造設備、ボール盤、旋盤、梱包機など
印刷業		各種製版機及び印刷機、断裁機など
ガソリンスタンド		洗車機、ガソリン計量器、防壁、地下タンク、検査工具など
理容・美容業		理・美容イス、洗面設備、消毒殺菌器、タオル蒸し器、サインポールなど
農林業		乾燥機、もみすり機、製材機、フォークリフト（軽自動車税の対象外のもの）など
小売業		陳列棚、陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む）、冷蔵庫など
建設業		ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象外のもの）、大型特殊自動車、発電機など
喫茶・飲食業		テーブル、イス、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器など
医療・薬局業		レントゲン装置などの医療装置、ベッド、薬品戸棚、調剤機器、冷蔵庫など
クリーニング業		洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラーなど
自動車整備業		コンプレッサー、工具、測定機器など
宿泊業		客室備品（ベッド・テレビ）、洗濯機など
共通		パソコン、プリンター、コピー機、FAX、ルームエアコン、レジスター、応接セット、看板（広告塔、袖看板、案内板、ネオンサインなど）、舗装路面、門・塀（フェンス）・緑化施設等の外構工事、カーポート・内装・内部造作など

◎ 税率と免税点

- 固定資産税(償却資産)の税率は 1.4%です。税額の計算式は以下のとおりです。

税額	=	課税標準額	×	税率
----	---	-------	---	----

(100 円未満切捨て) (1,000 円未満切捨て)

- 固定資産税（償却資産）の免税点は 150 万円です。

※課税標準額が 150 万円未満の場合は、固定資産税は課税されません。
なお、この場合、納税通知書は交付いたしません。

1. 償却資産の申告

(1) 申告が必要な方

毎年1月1日現在において桜井市内に償却資産を所有されている方（法人・個人）。

⇒ 次のような方も申告が必要となります。申告漏れにご注意ください。

1. 償却資産を他に賃貸している方
2. 所有権移転外リースの場合は償却資産を所有している貸主の方
3. 所有権移転リースの場合は原則として償却資産を使用している借主の方
4. 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則、買主の方
5. 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

(2) 申告の内容

※下記のいずれの場合でも「償却資産申告書」「種類別明細書」の2点を提出してください。

また適正な課税を行うため、提出の際には決算書などの減価償却資産明細書（資産名称・取得金額・取得年月・耐用年数がわかるもの）の添付にご協力ください。

1. 前年度申告をされた方

平成31年1月2日から令和2年1月1日までの間で増減した償却資産について申告してください。なお、増減が無い場合は申告書の備考欄に「増減なし」と記載し、申告してください。

2. 初めて申告される方

令和2年1月1日現在において所有されている全償却資産を申告してください。

3. 該当する償却資産がない方

休業・廃業、または市外に償却資産を移動した場合は、申告書の備考欄にその旨を記載し、申告してください。また、市内で事業を行っているが、償却資産を所有されていない場合は、申告書の備考欄に「該当資産なし」と記載し、申告してください。

(3) 申告をしなかった場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法等の規定により過料を科される場合や、その内容によっては延滞金を徴収する場合があります。なお、虚偽の申告をされた場合は懲役又は罰金を科されることがありますのでご注意ください。

また調査等の結果、過年度分において申告漏れ資産が判明した場合は、取得年次に応じて最大5年度分を遡及しての課税となります。その場合、通常の納期（年4回）とは異なり、納期は1回のみとなりますので、予めご了承ください。

(4) 実地調査へのお願い

桜井市では、公平・公正な課税のため、確認調査や申告指導の徹底に取り組んでいます。

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するため、地方税法の規定により国税資料（所得税又は法人税に関する書類）の閲覧による調査に加え、償却資産を所有されている方に関係書類の提出の依頼や実地調査を行うことがありますので、その際にご協力ください。

(5) 申告書の書き方

1. 記入方法について

別添ファイルの「申告書・種類別明細書」記載例を参照して下さい。

※ 種類別明細書が不足する場合は、ご請求ください。なお、第 26 号様式の種類別明細書は、他市区町村で配布されているものやパソコンソフト等で作成したものでも使用可能です。

2. マイナンバーについて

平成 28 年 1 月のマイナンバー制度の導入に伴い、償却資産申告書にマイナンバーの記載欄が設けられましたので、記載をお願いします。

3. 電子申告について

桜井市では、固定資産税（償却資産）の申告について、地方税電子申告「eLTAX（エルタックス）」を利用し、インターネットによる受付を行っていますので、ご利用ください。eLTAX（エルタックス）を利用するために必要となる手続き等については、下記の連絡先をご参照ください。

◆ eLTAX（エルタックス）ホームページ	http://www.eltax.jp/
◆ //	ヘルプデスク 0570-081459

（6） 申告対象となる資産

資産の種類		主な償却資産の例示
1	構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、カーポート、看板（広告塔など）など
	建築附属設備	受変電設備、予備電源設備、家屋の賃借人の施した内装・内部造作など
2	機械及び装置	製造設備等の機械及び装置、クレーン等の建設機械、機械式駐車設備など
3	船舶	ボート、ヨットなど（市内で主に保管しているもの）
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど（市内で主に保管しているもの）
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「0、00から09及び000から099」「9、90から99及び900から999」の車両）、カタピラ付き運搬車など
6	工具・器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、理容及び美容機器、ルームエアコン等の電化製品など

※ 毎年 1 月 1 日現在において、事業の用に供することができる資産が対象。

⇒ 次のような場合でも償却資産の申告が必要となります。

1. 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
2. 建設仮勘定で経理されている資産
3. 簿外資産（個人で帳簿をもたない方が所有されている場合も含みます。）
4. 遊休及び未稼働資産
5. 改良費（資本的支出…新たな資産の取得とみなし、本体と独立して取り扱います。）

（7） 建築附帯設備における償却資産区分

建築附帯設備とは、電気設備、空調設備、運搬設備など、家屋と一体になって家屋の効用を高める設備を言い、主なものは次のとおりです。

1. 家屋本来の目的とは別の用途を目的とする設備（監視カメラ、スポットライトなど）
2. 機械的な正確が強く家屋との構造上一体性が少ない設備（受変設備、中央監視設備など）
3. 上記以外の建築設備では厨房設備、生産用ベルトコンベアなどのように多数の器機によって構成され、主要部分が構造上一体性のない設備。

※ 家屋の所有者と異なる賃借人（テナント）が貸しビル・貸店舗に施工した内装・内部造作及び建築附帯設備については、償却資産として取り扱います。

（８） 申告の必要がない資産

⇒ 次のような資産は、償却資産の課税対象にならないので申告の必要はありません。

1. 自動車税・軽自動車税の課税対象になる資産
2. 無形固定資産（特許権、ソフトウェアなど）
3. 耐用年数が１年未満又は取得価額が１０万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの
4. 取得価額が２０万円未満の償却資産を税務会計上３年間で一括均等償却しているもの
5. 平成 20 年４月１日以降に締結されたリース契約のうち、売買扱いとするファイナンスリース契約の資産で取得価額が 20 万円未満のもの

（９） 中小企業者の少額資産の特例

租税特別措置法に基づく特例により、中小企業者に該当する法人及び個人事業者については、取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合に、一時に損金算入できることになっていますが、固定資産税（償却資産）において申告の対象から除外する「少額資産」については、地方税法の規定により、取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入した資産又は取得価額 20 万円未満のうち３年で均等償却した資産のみをいいます。

そのため、租税特別措置法を適用して損金算入した少額資産については償却資産の申告の対象となります。

<参考：小額償却資産の取り扱い>

	特例を適用せず個別償却する資産	
30 万円未満	中小企業者の少額資産特例 （租税特別措置法第 28 条の 2） （租税特別措置法第 67 条の 5 ほか） （９）中小企業者の少額資産の特例	
20 万円未満	法人税法第 64 条の 2 第 1 項及び 所得税法第 67 条の 2 第 1 項 に規定する リース資産	３年で一括償却 （法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項） （所得税法施行令第 139 条第 1 項） （８）申告の必要がない資産 ４ に該当
10 万円未満	（８）申告の必要がない 資産 ５ に該当	一時に損金算入 （法人税法施行令第 133 条） （所得税法施行令第 138 条） （８）申告の必要がない資産 ３ に該当



申告が必要な資産となります。

2. 評価額の算出方法

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告いただいた資産の評価額を一品ごとに算出します。具体的には、1月1日（賦課期日）現在の評価額を旧定率法により算出し、それぞれの全資産の合計額が決定価格となります。また、一品ごとに評価額から特例対象額等を考慮した額が課税標準額となります。

評価額の最低限度について、取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

〔評価額の算出方法〕

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\text{取得価額} \times (1 - r/2)$ $= \text{取得価額} \times A \quad (\text{注1})$	$\text{前年度評価額} \times (1 - r)$ $= \text{前年度評価額} \times B \quad (\text{注2})$

r …… 耐用年数に応じた旧定率法による減価率

(注1) 半年分の減価残存率で、減価残存表(6ページ参照)のA欄の率です。

(注2) 一年分の減価残存率で、減価残存表(6ページ参照)のB欄の率です。

(算出例)

1. 前年中に取得した資産 取得価額 2,000,000 円 / 取得年月 平成31年4月 / 耐用年数6年 $2,000,000 \text{ 円} \times 0.840$ $= 1,680,000 \text{ 円 (令和2年度評価額)}$
2. 前年前に取得した資産 取得価額 3,000,000 円 / 取得年月 平成30年5月 / 耐用年数5年 $(3,000,000 \text{ 円} \times 0.815) = 2,445,000 \text{ 円 (平成31 (令和1) 年度 評価額)}$ $2,445,000 (\text{※ 平成31 (令和1) 年度評価額}) \times 0.631$ $= 1,542,795 \text{ 円 (令和2年度評価額)}$

※ この例において、減価率の端数処理は、小数点第4位を四捨五入しています。
(端数処理の関係上、実際の評価計算とは異なる場合があります。)

3. 非課税・課税標準の特例・減免など

(1) 非課税となる償却資産

地方税法の規定する一定の要件を備えた償却資産は非課税となり、その場合、一般資産と同じ要領で記載し、摘要欄へ「非課税」と記入し、該当条項も記載してください。なお、非課税資産の初申告分については、それを証明できるもの（設置届け出書等の関係書類の写し）を添付してください。

(2) 課税標準の特例適用となる資産

地方税法の規定する一定の要件を備えた償却資産は軽減となり、一般資産と同じ要領で記載し、摘要欄へ「特例」と記入し、該当条項も記載のうえ、特例内容の分かる資料を添付してください。

(3) 減免が適用となる資産

地方税法、条例の規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有者からの申請があった場合に限り、固定資産税が減免されますので、減免内容の分かる資料を添付してください。

(4) 耐用年数の短縮等を適用した償却資産

法人税法又は所得税法の規定による耐用年数の短縮、増加償却を適用した償却資産又耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、申告書の記入欄（8又は9）の有・無に○印を記入し、その内容がわかる承認通知書等の資料を添付してください。

別表 減価残存率表 ※旧定率法

耐用 年数	耐用年数に応 ずる定率法に よる減価率 r	減価残存率		耐用 年数	耐用年数に応 ずる定率法に よる減価率 r	減価残存率		耐用 年数	耐用年数に応 ずる定率法に よる減価率 r	減価残存率	
		前年中 取得 のもの A	前年前 取得 のもの B			前年中 取得 のもの A	前年前 取得 のもの B			前年中 取得 のもの A	前年前 取得 のもの B
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957